

島根県報

令和2年5月29日(金)

第 110 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

=	次				
U					
【規則】					
島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付料	規則の一部を改正する	(青少	年家庭	€課)	2
規則					
海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則		(河	Щ	課)	2
島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	ĮI	(")	3
【告示】					
生活保護法の規定による医療機関の指定		(地 域	福祉	課)	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出		(")	3
土地改良区の定款変更の認可		(農 村	整備	課)	4
【訓 令】					
浜田ダム操作規則		(河	Щ	課)	4
【公告】					
令和2年度前期技能検定試験の実施の中止		(雇用	政 策	課)	6
【特定調達公告】					
島根県立中央病院における診療材料の購入に係る一般競争	入札の落札者等	(病	院	局)	6
島根県立中央病院におけるパージェタ点滴静注420ミリグラ	ム/14ミリリットル外	(")	7
15品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等					
【選管告示】					
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体の関	廃止				8
【選管公表】					
平成31年4月7日執行島根県知事選挙における候補者の選挙	挙運動に関する収支報				9
告書の要旨の公表					
【公安告示】					
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定	の実施	(警 多	案 本	部)	9
雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施		(")	11
【正 誤】					
令和2年2月21日付け島根県報第82号中		(総	務	課)	13
令和2年3月23日付け島根県報第90号附録中		(")	13

公布された条例等のあらまし

◇島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第53号)

1 規則の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴う引用する条項及び様式の整理(第3条・第4条・第20条・様式 第12号・様式第14号—様式第16号・様式第40号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則(規則第54号)

1 規則の概要

知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等の納付期間を延長することができることとした。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第55号)

1 規則の概要

知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等の納付期間を延長することができることとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規	則

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第53号

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則 (平成27年島根県規則第41号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「第31条の6第4項及び第37条第4項」を「第31条の6第5項及び 第37条第5項」に改める。

第4条第6号及び第20条中「第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項」を「第8条第6項、第31条の6第6項又は第37条第6項」に改める。

様式第12号、様式第14号から様式第16号まで及び様式第40号中「5.0%」を「3.0%」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第54号

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則

海岸保全区域の占用等に関する規則(昭和34年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する納付期間を 延長することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第55号

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

島根県流水占用料等徴収条例施行規則(平成12年島根県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する納付期間を 延長することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第363号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
やすぎはく愛クリニック	安来市安来町1278番地5	令和2年4月1日
大田市国民健康保険池田診療所	大田市三瓶町池田2267番地1	令和2年4月1日
きたほんまちクリニック	出雲市今市町北本町五丁目3-6	令和2年5月1日
ウェルネス薬局 北本町店	出雲市今市町北本町五丁目2-7	令和2年5月1日
大谷仁成堂薬局乙吉店	益田市乙吉町イ322番地10	令和2年4月1日

島根県告示第364号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
よしおか小児科・循環器科	大田市大田町大田イ812番地4	令和2年4月1日
池田診療所	大田市三瓶町池田2267番地1	令和2年4月1日
医療法人社団 日立記念病院	安来市安来町1278番地5	令和2年3月31日
医療法人社団優仁会 大澤歯科	大田市久手町刺鹿2418	令和2年3月31日
医院		
大谷仁成堂薬局乙吉店	益田市乙吉町イ322番地10	令和2年3月31日
江の川薬局	江津市江津町1016番地41	令和2年4月1日
つのづ薬局	江津市都野津町2363番地12	令和2年3月31日

島根県告示第365号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、出雲市伊野土地改良区の定款変更を令和2年5月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

訓

島根県訓令第10号

土 木 部

浜田県土整備事務所

河川法 (昭和39年法律第167号) 第14条第1項の規定に基づき、浜田ダム操作規則を次のように定める。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

浜田ダム操作規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 貯水池の水位等(第3条-第6条)

第3章 貯水池の用途別利用(第7条)

第4章 洪水調節等(第8条-第12条)

第5章 貯留された流水の放流(第13条)

第6章 点検、整備等(第14条-第16条)

第7章 雑則(第17条)

附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 浜田ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 浜田ダムは、洪水調節をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒50立方メートル以上である場合における当該 流水をいう。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高107.85メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高138.9メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)は、標高107.85メートルから標高138.9 メートルまでの容量332万5,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

- 第8条 浜田県土整備事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒態勢を執 らなければならない。
 - (1) 松江地方気象台から浜田市において降雨に関する警報が発せられたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第9条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 土木部河川課、松江地方気象台その他知事が別に定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
 - (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節等を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第10条 洪水調節等は、右岸管路式常用洪水吐き、左岸管路式常用洪水吐き又は越流式常用洪水吐き(次条において「放流設備」という。)からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第11条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、放流設備からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(放流に関する通知)

第13条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって 生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、 一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第14条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため 必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第15条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならな V,

(記録)

第16条 所長は、第13条の規定による放流に関する通知等、第14条の規定による計測、点検及び整備又は前条の規定によ る観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雜則

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、知事が別に定める。

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

告 公

令和2年3月2日付け島根県報号外第17号で公告した令和2年度前期技能検定試験の実施については、新型コロナウイ ルス感染症の感染拡大防止を図るため、その実施を中止することとしたので、公告する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 第372号) 第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例による こととされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第 9条の規定により公告する。

令和2年5月29日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 診療材料名及び予定数量
 - (1) BeeAT (6Fr·20極) 169本
 - (2) THERMOCOOL SMARTTOUCH SFカテーテル 177本
 - (3) Azure XT DR MRI 46個
 - (4) アキュナビ 167本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日

令和2年3月26日

- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
 - (1) 1(1)の診療材料

小西医療器㈱出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町 5-59 189,660円/本

- (2) 1(2)の診療材料
 - 小西医療器㈱出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町 5 59 345,900円/本
- (3) 1(3)の診療材料
 - 小西医療器㈱出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町 5 59 669, 200円/個
- (4) 1(4)の診療材料
 - 小西医療器㈱出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町 5-59 261,800円/本
- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 特例公告を行った日

令和2年2月14日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和2年5月29日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 医薬品名、規格・包装及び予定数量
 - (1) パージェタ点滴静注420mg/14ml、420mg14ml 1 瓶、358瓶
 - (2) キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4 ml 1 瓶、211瓶
 - (3) オプジーボ点滴静注240mg、240mg24ml 1 瓶、170瓶
 - (4) レブラミドカプセル 5 mg、PTP40カプセル、131箱
 - (5) テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml 1 瓶、74瓶
 - (6) アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1 瓶、287瓶
 - (7) ジーラスタ皮下注3.6mg、3.6mg0.36mL1筒、388筒
 - (8) イブランスカプセル25mg、PTP50カプセル、143箱
 - (9) ハーボニー配合錠、PTP14錠、48箱
 - (10) ジェノトロピンゴークイック注用12mg、1キット、472キット
 - (11) マヴィレット配合錠、PTP42錠、47箱
 - (12) ソリリス点滴静注300mg、300mg30ml 1 瓶、56瓶
 - (13) レミケード点滴静注用100、100mg 1 瓶、450瓶
 - (14) イロクテイト静注用3000国際単位、1瓶、142瓶
 - (15) アブラキサン点滴静注用100mg、100mg 1 瓶、686瓶
 - (16) ユルトミリス点滴静注300mg、300mg30ml1瓶、42瓶
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
 - 令和2年3月27日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
 - (1) 1(1)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 179,350円/瓶

(2) 1(2)の医薬品

(株工バルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 215,910円/瓶

(3) 1(3)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 368,826円/瓶

(4) 1(4)の医薬品

㈱サンキ出雲支店 支店長 西林 明芳 島根県出雲市浜町96番1 287,125円/箱

(5) 1(5)の医薬品

(㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 567,645円/瓶

(6) 1(6)の医薬品

(㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 116,380円/瓶

(7) 1(7)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 94,610円/筒

(8) 1(8)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 250,845円/箱

(9) 1(9)の医薬品

㈱セイエル出雲営業所 所長 高見 修 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 679,234円/箱

(10) 1(10)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 66,805円/キット

(11) 1(11)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 668,270円/箱

(12) 1(12)の医薬品

㈱セイエル出雲営業所 所長 高見 修 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 543,749円/瓶

(13) 1(13)の医薬品

㈱サンキ出雲支店 支店長 西林 明芳 島根県出雲市浜町96番1 65,138円/瓶

(14) 1(14)の医薬品

ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店 支店長 竹本 健彦 島根県出雲市浜町218番地1 208,639円/瓶

(15) 1(15)の医薬品

㈱エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 42,320円/瓶

(16) 1(16)の医薬品

㈱セイエル出雲営業所 所長 高見 修 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 657,206円/瓶

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 特例公告を行った日

令和2年2月14日

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体(令和2年島根県選挙管理委員会告示第8号)は廃止し、令和 2年5月29日から施行する。

令和2年5月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

選挙管理委員会公表

島根県選挙管理委員会公表第3号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による平成31年4月7日執行島根県知事選挙における候補者の選挙 運動に関する収支報告書について、候補者である大庭誠司の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1 項の規定により平成31年4月7日執行島根県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表(令和 2年島根県選挙管理委員会公表第1号)の一部を次のとおり訂正する。

令和2年5月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

第1回分 [収入] の主たる寄附中「島根県医師連盟」を「大庭せいじ後援会」に、「島根県薬剤師連盟」を「大庭せい じ後援会」に改める。

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第63号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

令和2年5月29日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級		実 施 日 時	定員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和2年9月2日(水)午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和2年10月15日(木)午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和2年9月2日(水)午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和2年10月1日(木)午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 車両等の誘導に関すること。
	○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
	○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発
	生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 車両等の誘導に関すること。

0	交通誘導警備業務の管理に関すること。
0	工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発
4	Eした場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級検定

区分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 車両等の誘導に関すること。
	○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発
	生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 車両等の誘導に関すること。
	○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発
	生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 交通誘導警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

- 5 受検手続に関する事項
 - (1) 受付期間

令和2年8月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の 所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

- (3) 提出書類
 - ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
 - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
 - ウ 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根 県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
 - エ 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
 - オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面

及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあっては、1級検定受検資格 認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の各警察署生活安全(刑 事)課(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第64号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警 備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告 示する。

令和2年5月29日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級		実 施 日 時	定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和2年9月2日(水)午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和2年10月22日(木)午前9時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和2年9月2日(水)午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和2年10月8日(木)午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 雑踏の整理に関すること。
	○ 雑踏警備業務の管理に関すること。
	○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に
	関すること。
実技試験	○ 雑踏の整理に関すること。
	○ 雑踏警備業務の管理に関すること。
	○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に
	関すること。

(2) 雑踏警備業務2級検定

区分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 雑踏の整理に関すること。
	○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に
	関すること。
実技試験	○ 雑踏の整理に関すること。
	○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に
	関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る法 第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を 受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和2年8月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の 所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

- ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- ウ 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根 県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- エ 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- オ 4の(1)のアに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを 証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務 従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、 4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
- カ 雑踏警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、 $4 \, o(1)$ のイに該当するものにあっては、 1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の各警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

正誤

令和2年2月21日付け島根県報第82号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤
1	目次中	島根県統合型校務支援システム賃貸借に係る提案競技の実施
		正
		島根県統合型校務支援システム賃貸借に係る提案競技の実施
		誤
9	下から18	
		Œ
		教育委員会公告

令和2年3月23日付け島根県報第90号附録中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ			誤		
4	公告	_	島根県統合型校務支援システム賃貸借に係る提案競技の実施	2. 21	82
	公告	_	臨港地区の区域の案の縦覧	2. 25	83
			正		
	公告	_	臨港地区の区域の案の縦覧	2. 25	83
			誤		
	教委告示	2	島根県指定有形文化財の指定の一部改正	2.4	77
			正		
	教委告示	2	島根県指定有形文化財の指定の一部改正	2.4	77
	•				

| 教委公告 - 島根県統合型校務支援システム賃貸借に係る提案競技の実施 2.21 82